



10月21日の原子力防災訓練及び、使用済燃料の問題について
「原発敷地内の乾式貯蔵は、県の政策の大転換とは思っていない」(県)
「しかし、搬出先の間中貯蔵施設は決まっていない」(県)

これでは、乾式貯蔵は永久の核のゴミ捨て場になる

安定ヨウ素剤の配布拡大、検査結果を住民に知らせることも拒否

12月21日、使用済燃料の問題と10月21日の防災訓練の問題点について、福井・関西の市民が共同で福井県に申し入れを行いました。福井県庁にて1時間強、事前に送っていた質問・要望書*に沿ってやり取りしました。

質問・要望書は4団体で11月15日に県に送付し、申し入れの場を早期に設定するよう求めていました。しかし、12月県議会の閉会翌日の設定となりました。

市民は、福井県(おおい町、若狭町、福井市)から3名、関西(兵庫県、大阪府)から3名が参加。県は、原子力安全対策課2名、危機管理課・原子力防災対策グループ2名、地域医療課1名の5名が対応しました。

市民は、敷地内乾式貯蔵を拒否すること、中間貯蔵の計画地点を年内に確定する約束が果たされなかったため、高浜1・2号、美浜3号の運転停止を求めること等を要望しました。防災訓練監視行動を踏まえ、汚染検査の基準値を見直すこと、測定値を住民に知らせること等を求めました。

県は、乾式貯蔵は県の政策の大転換ではなく、行き先は決まっていないが、いずれどこかの中間貯蔵に搬出されるため、「福井県外」での貯蔵を求めるこれまでの考えを転換したものではない、と無責任な回答でした。また、実現性のない関電のロードマップを前進があったと評価できるため、老朽原発3基の運転継続を容認したと述べました。

防災についても、県民の安全を守るという独自の視点はなく、滋賀県や京都府とも異なり国の指針・マニュアルに単に従う姿勢でした。

申し入れ当日は、質問・要望書に沿って、防災訓練の問題から始めましたが、来年(2024年)初めにも関電が敷地内の乾式貯蔵について計画を発表する可能性がありますので、以下では、使用済燃料対策について先に紹介します。

※ 10月21日の原子力防災訓練及び、使用済燃料の問題に関する質問・要望書(2023.11.15)

提出4団体(ふるさとを守る高浜・おおいの会/安全なふる里を大切にする会(若狭町)/
原発なしで暮らしたい宮津の会/避難計画を案ずる関西連絡会)

https://www.jca.apc.org/mihama/saikado/fukui_pref_q_yobo20231115.pdf

1. 使用済燃料対策、原発敷地内での乾式貯蔵等について

- ◆年内に中間貯蔵の候補地を確定できなかったのに老朽原発3基をなぜ止めるよう求めないのか(県)ロードマップ等、総合的観点から運転継続を容認した



中間貯蔵の計画地点が年内に確定されなかったため、老朽原発3基の運転停止を求めるべきと求めました。県は、関電がロードマップを出し、国が前面に立って対応すると言ったため、全体として一定の前進があったと評価し、総合的観点から運転継続を容認したと答えました。

前回7月の申し入れの際に県は、関電が6月に出した方針（使用済燃料の5%をフランスに搬出）では「約束は果たされていない」と答えました。このため、6月の方針と比べ、ロードマップはどこが変わったため了承したのか具体的に説明するよう求めました。しかし県は、ロードマップが出され、国が前面に立つと言ったからと同じことを繰り返すだけでした。県は、知事が議会等で繰り返し発言し、進んでいる状況なので理解してほしいとしか答えませんでした。

◆再処理工場は事実上破綻している、敷地内乾式貯蔵は最終処分場になる

経産大臣が「六ヶ所再処理工場の進捗は順調」と言っている（県）

→しかし、未だ地盤の審査中。2024年度上期完成の目途なし

六ヶ所再処理工場の完成（竣工）が遅れた場合の対策について、国から回答はあったのかを質問していました。県は、経産大臣が「六ヶ所再処理工場の進捗は順調」と言っている、10月に国から、2022年末に1回目の設工認申請が認可され、竣工に向けたプロセスが着実に進捗していると説明があったとだけ述べました。しかし、2回目の設工認申請の審査の進捗状況を把握しているか尋ねると、詳細まで把握していないと答えました。

審査について、2022年末に日本原燃社長は1年程度で地盤の審査は終わると言っていました。ところが、新規制基準になる前の資料で申請していたため、今頃になって、ボーリング調査を追加し、地盤の評価をやり直しています。1年で終わるはずの地盤の審査は年明けに持ち越しとなり、2024年度上期の早い時期（6月頃）の竣工も見込めないことを紹介しました。これに対し、県としても状況を確認すると答えました。六ヶ所再処理工場の審査の状況を県民に伝えるべきだと求めました。

◆「敷地内乾式貯蔵の検討は、県の原子力政策の方向転換ではない」（県）

市民は、永久のゴミ捨て場になる可能性が高いため、敷地内乾式貯蔵を拒否するよう求めました。これに対し県は、10月に関電社長が、原則として貯蔵容量を増加させない、使用済燃料はいつまでも保管しないと述べ、西村前経産相も最終処分施設にすることは考えていないと言っていると回答しました。さらに、設置変更許可申請前の事前了解願の段階で、いつまでも保管せず、最終処分場にならないことについて確認するとしました。

関電が「例外はある」と言っている以上、敷地内の貯蔵容量をなし崩し的に増やされることになるのではと尋ねました。県は、まだ関電が検討している段階であり、計画が具体的に決まれば、国への申請前の段階と国の審査後の段階の2段階で確認していくとしか述べませんでした。

県は、敷地内乾式貯蔵を検討するという方針は、これまでなかったことであり、初めて出されたものであることを認めました。市民は、それならば県の原子力政策の大転換と考えているかと問いました。しかし県は方向転換ではないと答えました。その理由は、関電が、中間貯蔵施設への搬出をスムーズに行うための施設で、貯蔵容量は増加させないと言っているからだとししました。

これに対し市民は、中間貯蔵施設への搬出をスムーズにと言うが、中間貯蔵の「他地点」とはどこか聞いているのかと尋ねました。県はロードマップに書かれていることを述べるだけでした。具体的場所も示すことはできず、「あらゆる可能性を追求する」「引き続き取り組むと関電が述べている」と、関電が言う通りを信じるのみでした。

運び出すはずの中間貯蔵も決まっておらず、これでは敷地内が核のゴミ捨て場になるため、乾

式貯蔵の受入れは拒否するように強く求めました。県の回答により、乾式貯蔵施設が最終処分場にならない具体的な保証などないことがはっきりしました。



◆敷地内乾式貯蔵等について県民説明会を開くべき

(県) 安管協、安全専門委で説明している

敷地内乾式貯蔵等の問題について県民説明会を開くべきではないかと問いました。県は、国と関電により説明がなされるものと考えたと答えるだけです。県としては、安管協（県原子力環境安全管理協議会）、県原子力安全専門委員会の場で、国や関電から説明してもらっていると、県として県民説明会を行おうとする姿勢は全くありませんでした。

敷地内乾式貯蔵は原子力政策の大転換であり、ロードマップで約束は果たされたとするのはおかしいと多くの県民が思っている。県議会でも住民に説明すべきだとの意見が出されている。説明会を必ず開くように強く訴えました。

2. 10月21日の原子力防災訓練について

◆「安定ヨウ素剤の事前配布をUPZの多くの住民に広げようとは考えていない」(県)

安定ヨウ素剤の事前配布について、UPZの事前配布対象者からの申請が低迷している状況にどう対処するか尋ねました。県は、国の方針は、緊急時配布が基本で、UPZ住民には、希望者にしっかり情報が行き届くようにはしたいが、多くの住民に配布するつもりはないと回答しました。申請が低迷している現状を抜本的に改善してく姿勢はありませんでした。市民は、安定ヨウ素剤の必要性を親などにしっかり伝えること、原則、事前配布にすること等を強く求めました。

◆避難退域時検査では、住民に測定値を知らせるべき

(県) 迅速性のため国のマニュアルに従っている

市民は、避難退域時検査（汚染検査）の際、住民に測定値を知らせよう求めました。県は、避難の迅速性を最優先する国の方針に従っていると、時間がかかるため、測定値は知らせないと答えました。福島原発事故で多くの子どもたちが甲状腺がんになっていますが、事故直後にほとんど測定されず、測定値も知らされず、事故の因果関係を示すことが困難な状況に置かれています。このことを踏まえ、測定値を知らせるべきと求めました。

汚染検査の基準値が高すぎる問題について県は、体表面汚染の被ばく線量と甲状腺の内部被ばく線量を比べる考え方はよく分からないとし、専門家を含め国が決めた基準値に従うと回答するだけでした。

しかし、原子力規制委員が4万cpmは小児甲状腺被ばく300mSvに相当すると認めています。今の基準では、IAEAの安定ヨウ素剤服用基準(50mSv)の6倍も被ばくしても問題なしとなります。子どもたちの安全を守るため、基準を見直すよう求めました。県は即答できない、意見として承るとだけ述べました。

◆「国が拭き取りだけで問題ないと言っているから従う」(県)

県は、車両の汚染検査は、国のマニュアルで、タイヤの接地面、屋根等は検査対象とされていないとしました。車両の除染も拭き取りで行うとされており、それに従っていると回答しました。

市民は、京都府が11月の防災訓練で流水除染したことを紹介し、どう考えるか尋ねました。県

は、国が汚染水の問題もあり、拭き取りに方針を変えているため、その方針に従うと述べるだけで、拭き取りで十分とする根拠は説明できませんでした。

◆訓練会場の設営等を前日から業者に委託している問題：

県職員による設営は1か所の会場のみ。もう一か所は業者委託

訓練会場設営について県は、今回は2か所の汚染検査会場となったが、敦賀市の会場設営は職員が行い、あやべ球場は業者に委託したと回答しました。委託費用は86万9千円とのことでした。実際の事故時は業者に委託せず職員だけで行おうと。

今回の訓練の汚染検査会場は非常に小規模で、実際の事故時はより多くの人や車が来るためもっと大規模な会場を複数か所開設することになります。1か所の小規模な会場の設営ができたとしても、それで実際の事故に対応できる訓練にはなりません。市民は、前日から業者に委託するのでは、実際に事故が起きたときには対応できない。次回の訓練からは業者委託はやめ、職員だけで全ての訓練会場の設営し、どれくらいの時間がかかるか検討する必要があるのではないかと問いました。県は、回答は控えさせてもらおうと言うだけでした。

2023年12月28日

福井・関西の申入れ参加者一同